

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態宣言等の対象区域拡大について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都、大阪府など6都府県に発令されている「緊急事態宣言」の対象区域に、北海道、岡山県、広島県が新たに加わるとともに、これまで7県だった「まん防止等重点措置」の対象区域に群馬県、石川県、熊本県が追加された。

感染力が強い変異株の猛威により、大都市地域のみならず地方部においてもクラスターが各所で発生し、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、宣言対象区域等の医療体制は崩壊の危機に陥っている。

このような中、全国自治体でのワクチン接種がいままさに高齢者から本格化しつつあるなど、我が国の新型コロナウイルス感染症対策は、正念場の極めて重要な時期を迎えており、政府・自治体・事業者・国民が心をひとつにして、何としてもこの危機的な状況から抜け出さなくてはならない。

政府におかれては、躊躇することなく強いリーダーシップで、必要となるあらゆる対策を断行していただきたい。

我々町村も、全国に広がる感染拡大を何としても食い止めるべく、国及び都道府県・都市自治体とともに、ワクチン接種をはじめ現場での対応に全身全霊を傾けて取り組んでいく決意である。

令和3年5月16日

全国町村会長
荒木泰臣